

公益財団法人秋田県スポーツ協会

助成事業の名称	助成目的	助成金額	助成対象団体	申請書の提出期限	実績報告書の提出期限	提出先
スポーツ振興助成事業	県民へのスポーツの普及、奨励を図るため、スポーツ団体等が行う事業に助成し、スポーツの振興に寄与する。	1団体 上限10万円	公益財団法人秋田県スポーツ協会に加盟している競技団体のうち、秋田県選手強化対策費補助金の交付を受けていない団体等。	募集通知に定める。	事業完了後1ヶ月以内または当該年度の3月31日までのいずれか早い期日。	公益財団法人秋田県スポーツ協会

助成の対象となる事業及び対象経費等

助成対象事業名	助成対象細事業名	対 象 経 費						対象経費の 該当となる者
		旅 費 (交通費・ 宿泊費)	報償費 (謝金)	需用費 (印刷費)	使用料 (会場料等)	その他 (保険料・ 参加料)	用具費	
1 普及啓発事業	(1) 大会、イベント、研修会等の開催	○ 講師等	○ 講師等・ 審判	○ 団体	○ 団体	○ 参加者	○ 団体	講師等・審判・団体・ 参加者
2 指導者の資質向上事業	(1) 講演会、研修会の開催	○ 講師等	○ 講師等	○ 団体	○ 団体	○ 指導者	×	講師等・団体・指導者
	(2) 講演会、研修会への参加	○	×	×	×	○	×	指導者
3 競技選手の育成事業	(1) 大会・合宿・遠征への参加	○	×	×	×	○	×	監督・指導者・ 選手

注：○印は該当、×印は非該当

注1 各事業の助成対象期間は、申請年度の4月1日から当該年度の3月31日とする。

別表第2(2)

助成基準及び助成単価

助成事業名		助成経費・助成単価					
		旅費	報償費	需用費	使用料	その他	用具
普及啓発事業	(1) 大会・イベント・研修会等の開催	交通費は実費によるが、宿泊費(食費込)は1泊13,300円以内。ただし、切符・宿泊先は旅行代理店等による手配に限る。また、県内の旅費は対象外とする。	審判 1人1日につき助成の上限は2,000円 講師等 1人1日につき助成の上限は10,000円	実費による。	実費による。	実費による。ただし、参加者の保険料に限る。	1個あたりの単価30,000円(税込)未満
	(1) 講演会・研修会の開催		1人1日につき助成の上限は10,000円	実費による。	実費による。	実費による。ただし、指導者の保険料に限る。	/
指導者の資質向上事業	(2) 講演会・研修会への参加		/	/	/	実費による。	/
	(1) 大会・合宿・遠征への参加		/	/	/	実費による。	/
競技選手育成事業	(1) 大会・合宿・遠征への参加	/	/	/	実費による。	/	